

函 保 生

平成16年2月9日

特定非営利活動法人 化学物質過敏症支援センター

理事長 横 田 克 巳 様

函館市長 井 上 博



保健所についての要望書について（回答）

化学物質を主な原因とした体調不良の方々を支援するとともに、化学物質に依存しすぎない社会の形成を目指している、貴団体の活動に衷心より敬意を表します。

さて、このたび当保健所に要望があった件につきまして、次のとおり回答致しますので、ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

職員に健康影響等の知識と理解を深めさせるため、函館市職員対象の広報紙を活用し、情報提供することがより効果的な情報提供の方法であると考えており、その後の状況に応じて、講習会等を開催することを検討します。

公共施設の全てが室内空気中科学物質の濃度測定を実施してはおりませんが、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に規定された建築物については、同法の基準により、測定を実施しております。

函館市の公共施設の執務室は禁煙となっており、現在は分煙中ですが、全館禁煙に向かって取り組んでおります、また、市内の施設管理者には、受動喫煙防止の取り組みを積極的に進めるよう、市民向けの広報紙等で周知を図っているところでございます。

小中学校については、新築・増改築を行った新しい施設を優先的に空气中化学物質濃度測定を実施しており、濃度に応じて対処方法などについて教育委員会と情報交換を行い、発病予防に取り組んでおります。

発症者の方から就労などの相談を受けた場合、関係部局と連携し発症者の症状にも理解を得られるよう努力するとともに、乳幼児検診等にお

いては個別対応が必要な場合、保健所として出来る限り意をを配していきたいと考えております。

劇毒物を含んだ農薬や殺虫剤については、農薬取締法等でも規定しておりますが、取扱に十分注意するよう関係部局と情報交換するとともに、隣接者から相談を受けた場合などは、使用者にも注意喚起を促しております。

また、ごみ等の野焼きは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により規制されているところですが、関係部局と連携をして参ります。

函館市においては、まだ化学物質過敏症やシックハウス症候群に対する取り組みは、少ない状況ですが、今後、要望のあった事項について、事例別に状況判断しながら、取り組んで参りたいと、考えておりますのでご理解下さい。

なお、函館市においても特定非営利活動法人“シックハウスを考える会”函館支部が設立されていることを参考までにお知らせ致します。